

# 節税レポート



平成 19年 2月号

発行日 2007.2.9

## 今月のテーマ 平成19年度税制改正

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

日本経済の活性化、国際競争力の強化の視点から税制の改正が行われます。平成19年度税制改正大綱の中から、主なものをお話します。

### 1 減価償却制度の見直し

平成19年4月1日以後取得した減価償却資産について

#### 1) 償却可能限度額の廃止

- ・ 平成19年4月1日以後取得した減価償却資産について備忘価格 1円まで償却できる。
- ・ 平成19年3月31日以前取得した減価償却資産については取得価額の95%まで償却した後、5年間で均等償却する。



発行	岡崎駿志税理士事務所
住所	〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL	03(5287)6818
FAX	03(5287)6819
Eメール	<a href="mailto:info@okazaki-tax.com">info@okazaki-tax.com</a>
URL	<a href="http://www.okazaki-tax.com">http://www.okazaki-tax.com</a>



## 改正

さらに恩典が拡充、延長されます。

### 1) ベンチャー企業の要件を緩和

従来の要件 or 新要件 いずれかの要件を満たせばエンジェル税制が適用できる

### 2) ベンチャー企業の事前確認制度導入

適用対象ベンチャー企業であるかどうか、投資家に事前に情報を提供する

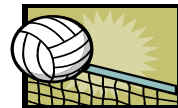
### 3) 株式譲渡益を1/2に圧縮することを、平成21年3月31日まで延長する

## 3 留保金課税の緩和

資本金の額1億円以下の中小会社を留保金課税の対象から除く

## 4 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の見直し

基本所得金額(課税所得金額 + 業務主宰役員給与額)が1,600万円以下である事業年度を適用除外とする。  
(現行 800万円)



## 5 地域産業活性化支援税制の創設

海外との競争が激しい一定の業種に属する企業が、新たに建物、機械を取得した場合に特別償却をすることができる(機械装置 15%、建物 8%)